

公有水面埋立法に基づく免許手続きにおける不適正処理について

1 要旨・目的

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条に基づき福山市から出願があった公有水面埋立免許願書について、決裁手続きを経ず免許書を作成、公印を押印して、福山市に交付した事案の処理経過を報告する。

2 経緯

令和4年6月17日 福山市から県へ公有水面埋立免許願書の出願

令和4年6月30日～7月20日 公有水面埋立免許願書の縦覧
(港湾振興課、福山市、東部建設事務所)

令和4年7月26日 県から福山市へ諮問（意見照会）

令和4年10月3日 福山市から意見回答（福山市議会で9月27日議決）

令和4年12月19日 適正な決裁手続きを行わないまま、福山市へ埋立免許を交付

令和5年3月17日 福山市が埋立工事に着手

令和5年11月30日 県において、埋立に係る事務処理を確認している中で、今回、事案を把握

令和5年12月8日 事案の概要を公表

3 概要

(1) 事案の概要

(ア) 出願者である福山市に対する埋立免許について、起案を行わず、県知事名で免許書を作成、公印を押印し、福山市へ交付した。

(イ) 当該免許書に基づき、福山市は埋立工事に着手した。

(2) これまでの対応状況

(ア) 12月8日、適正な事務手続きを経っていないため、福山市に該当工事を中止していただくよう連絡した。

(イ) 公有水面埋立法に則り、早急に埋立免許の適正な手続きを進めている。

4 今後の対応

(1) 適正な内容の埋立願書であり、交付済の免許書は無効ではないことが確認できたため、工事中止の必要がないことが確認された旨を連絡した。

(2) 交付済の免許書は無効ではないものの、県の決裁処理が不適正なものであるため、聴聞手続きにより取り消したうえで、適正な決裁手続きを経て、新たな免許を行う。

(3) 引き続き、発生原因の調査を進め、それに基づく再発防止策を講じる。

別紙

埋立の概要

- (1) 出願者：福山市
- (2) 場所：平漁港（福山市鞆町）
- (3) 埋立地の用途：護岸用地、緑地・広場用地
- (4) 埋立免許面積：3,207.58 m²

位置図

